

市政情報

有害鳥獣の被害にあったら

アライグマやハクビシンなどの有害鳥獣による被害の相談が数多く寄せられています。農作物を食べ荒らされている、天井から足音がする又は天井にシミができるなどで困っている人は、ご相談ください。

また、アライグマやハクビシンは凶暴で鋭い歯や爪を持っています。狂犬病等の病原菌を持っている可能性もありますので、近づかないでください。

※わなの設置や捕獲には許可や免許などが必要です。

問【農業被害】農政課

☎21-1400

☎23-7700

【家屋被害】環境政策課

☎63-5006

☎23-7700



市HP

違法な盛土に注意

「草刈りして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」「重機を数日間だけ置かせてほしい」などと言葉巧みに話をもちかけて同意を取ったり、同意を取らずに法令手続きを無視して短期間に大量の土砂等を堆積したりする事例が発生しています。

土砂を堆積するには法令手続きが必要です。違法な土砂等の堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。このようなトラブルに巻き込まれないよう、うまい話があっても安易に土地を貸さない、定期的に土地を見回るなど、自分の土地は自分で守りましょう。

問環境政策課

☎63-5006

☎23-7700



市HP

犬・猫は正しく飼いましょう

犬や猫が原因の苦情が市に多く寄せられています。飼い主にはペットの健康と安全に気を配り、最後まで飼いつける責任があります。飼育ルールやマナーを守り、地域社会との調和にも気を配りましょう。

犬を飼い始めたら

- ・市役所に登録し、年1回の狂犬病予防注射をしましょう。
- ・外出時は必ずリードを付けましょう。
- ・散歩は排せつのために行うものではありません。外出前にトイレは済ませましょう。
- ・外出時に排せつした場合は、水で洗い流し、ふんは必ず持ち帰りましょう。
- ・無駄ぼえをさせない等、近隣住民への配慮をしましょう。

猫を飼い始めたら

- ・ご近所トラブル防止や猫の安全のため、室内で飼いましょう。
- ・飼い猫と分かるように、飼い主の連絡先がある名札等を付けましょう。
- ・望まない繁殖防止のため不妊・去勢手術をしましょう。

※犬・猫(生後90日以内のものを除く)を合計10頭以上飼っている人は、県への届出が必要です。

問【犬】東松山保健所 ☎22-0280

【猫】県動物指導センター ☎048-536-2465

【犬・猫共通】環境政策課

☎63-5006 ☎23-7700



市HP

市HP

お伝えしたい「国保」のこと②

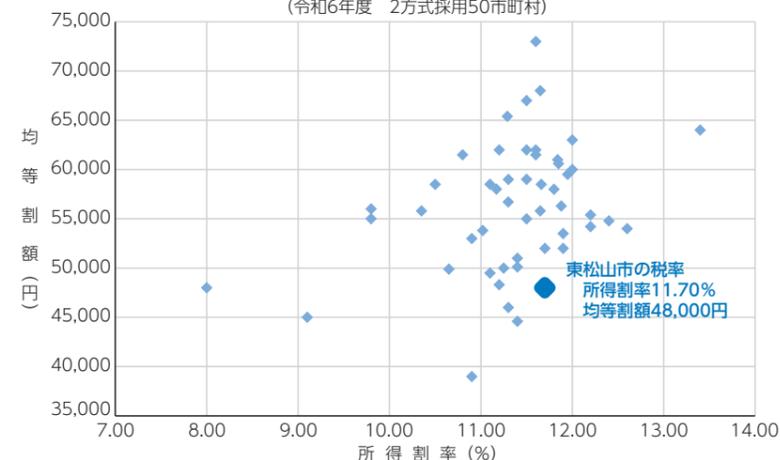
国民健康保険の状況を隔月3回(7・9・11月号)にわたりお知らせしています。第2回目は「国民健康保険税」についてです。

国民健康保険加入者が納付する保険税は、国などからの補助とともに、医療給付費等の大切な財源となっています。

本市の保険税率は、市が設置している基金の活用により令和元年度から据え置いており、本市と同様に2方式(所得割・均等割)で保険税額を算定している県内50市町村の中では、比較的低い水準にあります。

国保運営の中心的な役割を担う県では、県内市町村間の保険税水準の差異について、負担と受益の公平性の観点から、令和12年度までに解消していく方針を示しています。

〈県内市町村の所得割率・均等割額の分布〉
(令和6年度 2方式採用50市町村)



問保険年金課 ☎21-1403 ☎23-0076

家庭用インクカートリッジ・スマートフォンを回収しています

□インクカートリッジ回収

市では「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加しています。これはプリンターメーカーが共同で運営するプロジェクトで、使用済みインクカートリッジを回収し、再資源化することで、ごみの減量や資源循環型社会の形成を目的としています。

回収対象製品 プラザー、キャノン、エプソン、日本HP 4社の家庭用純正インクカートリッジ



市HP

■共通事項

回収箱設置場所 市役所本庁舎1階受付

問廃棄物対策課 ☎21-1401 ☎23-7700

□スマートフォン回収

市では環境省主催の「アフターメタルプロジェクト」に参加しています。使わなくなった携帯電話・スマートフォンを市が回収し、小型家電リサイクル法認定業者に引き渡します。認定事業者から「スペシャルオリンピックス日本」へ回収台数に応じた寄附を行い、知的障害のある人のスポーツ活動に充てられます。

回収対象品 携帯電話・スマートフォン

※タブレットやパソコンは対象外



市HP

消費者トラブル に注意

マッチングアプリで知り合った人から 投資・副業を勧められたら要注意!

【事例1】

マッチングアプリで知り合った女性から「もうかるサイドビジネスがある」と勧められ、セミナーに同行した。セミナーの後、ビジネススクールの受講契約とタブレットの購入契約で合計42万9千円の勧誘を受けた。お金がないと伝え、消費者金融で借りよう強く促され、借りて支払った。その後、解約したくなったが女性と連絡が取れない。

【事例2】

マッチングアプリで知り合った男性とメッセージアプリでやり取りしたところ、短期投資に誘われた。男性から「私の叔父の指示どおりに操作すれば100%利益が出る」と言われ、指示どおりに投資のプラットフォームに登録し、指定された銀行口座に10万円送金した。翌日、利益とともに約12万円が自分の口座に入っていて、本当にもうかるのだと思った。その後、さまざまな名目で請求され、その都度、指定された異なる口座に合計102万円を送金したが、一向に入金がない。

消費者へのアドバイス

- ・マッチングアプリ等で知り合った場合、相手の本人確認が難しく、振り込んだお金を取り戻すことは極めて困難です。意に沿わない副業や投資を勧められたらキッパリ断り、連絡を絶ちましょう。
- ・マッチング後、外部サイト・外部サービスでのやり取りに誘導されて副業や投資の勧誘をされるケースが多くみられます。利用規約では、外部サイト等への誘導を禁じている場合があります。誘われても応じないようにしましょう。
- ・「被害回復をします」という団体にも注意してください。不要・高額な依頼料等を支払うことになるなど、二次被害につながる恐れがあります。トラブルにあってしまったら、まず消費生活センターに相談しましょう。

「くらしの110番」

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。
消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン☎188
問人権市民相談課 ☎21-1414 ☎23-2236